2021 年度 大阪税関との共同研究成果報告書

作成日: 2022年3月31日

研究課題名 貿易取引におけるブロックチェーンの利用とその法的課題

所属・職名 法学研究科・准教授

研究代表者氏名 | 渕川和彦(ふちかわかずひこ)

研究成果 ※助成期間中に得られた成果について、研究の目的、特色、重要性、計画と照らし合わせて具体的に記入すること

<概要>

貿易取引では従来紙媒体で行われていた取引の電子化が進んでいる。近年、印刷技術の向上により、文書の精巧な偽造が可能となっている。他方、デジタル書面については、ブロックチェーン技術を用いて暗号化することでデジタル書面等を用いた迅速かつ安全な取引が実現しつつある。このような背景の下において、昨今、貿易金融の分野における信用状取引について、ブロックチェーンを利用した電子化の取組みが世界的潮流となっている。ブロックチェーンは分散型の枠組みである。デジタル経済を席巻する集中型な枠組みであり、しばしば消費者の選択を狭め、プライバシーを侵害するデジタル・プラットフォームとは区別される。分散型台帳技術(distributed ledger technology)は、普及性、改善性、イノベーションの補完性に特徴づけられるとされる。

データの移転・流通においては各国の規制が存在しており、データの移転・流通の円滑化、データへのアクセスの確保を巡る国際的な取組みが求められている。また、貿易取引においても仮想通貨が海外では用いられはじめており、仮想通貨の利用に伴う法的課題についても検討する必要がある。これまでもブロックチェーンと法の一般的な検討が海外を中心に行われている。他方、貿易取引については、海外を含めて研究が十分に行われていない。そこで、本研究では、比較法を通じて貿易取引におけるブロックチェーンの利用に関する法的課題を明らかにするとともに、その解決方法を検討した。本報告書では、ブロックチェーンの問題が顕在化する(1)国家補助を巡る諸問題、(2)競争法上の諸問題、(3)暗号資産を巡る税務問題に絞って検討した。

<詳細>

貿易取引におけるブロックチェーンの利用については黎明期であるといえるが、一部のブロックチェーンでは実際に運用が始まっている。実際に法的問題が生じてしまう前に法的問題について明らかにし、予め法的遵守について検討しておく必要がある。貿易取引におけるブロックチェーンについては、パブリック型のブロックチェーンなのか、プライベート型(又はコンソーシアム型)のブロックチェーンなのかで大きく分けられる。我が国日本では、TradeWaltzがコンソーシアム型ブロックチェーンを構成し、貿易取引に関する手続きについてサービスを提供している。

(1) 国家補助を巡る諸問題について

貿易取引におけるブロックチェーンの利用の枠組みについては、各国政府の支援が行われ、各国が連携を図りながらそれぞれ枠組みを保持することを検討している。そこで、政府による貿易取引におけるブロックチェーンに対する国家補助により、他国の利益を侵害する場合があるかどうかが問題となり得る。また、WTOでは、貿易円滑化協定も存在しており、貿易規制の非差別・透明性の向上に関する措置に反する場合にはWTO紛争解決手続きが適用され得る。また、企業課税における租税優遇について、EUでは国家補助と国家補助禁止規定及び企業課税に関連する国家補助禁止規定の適用に関するガイドラインがある。我が国でも類似の法規制等が存在するか否かについては、今後の課題とする。

(2) 競争法上の諸問題について

ブロックチェーン技術が分散化する性質を持つことで、ネットワーク効果による参入障壁を下げることが可能となる。また、ブロックチェーン技術により、マルチ・ホーミングも可能となり、スイッチング・コストが下がることで競争が活発化することが期待できる。他方、ブロックチェーンが反競争的な行為を行う場合には、競争法上の問題が生じ得る。ブロックチェーンは、データが閲覧可能な状態にされることにより、市場の透明性を高め、カルテル参加者の逸脱を発見するのに役立つ可能性がある。そして、ブロックチェーンは、寡占市場において、事業者間で直接又は間接で合意をすることを可能とし得る。また、ブロックチェーン技術を用いる新規参入者の規模を制限し、それによりコストを上昇させる可能性がある。ブロックチェーンへのアクセスの拒否は、競争的な行動を行う事業者または新規参入者を排除するために行われ得る。さらに、ブロックチェーン技術を必要とするハードウェアとブロックチェーンの暗号資産又は仮想通貨を結びつけることにより、ハードウェアでの市場支配力を下流市場でのブロックチェーンの市場に及ぼす等により、垂直的な排除行為も問題となり得る。そして、ブロックチェーンに参加する事業者間の企業結合も水平的あるいは垂直的な競争上への問題を生じ得る。

(3) 暗号資産を巡る税務問題について

暗号資産の会計上の取扱いについて、活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理するとされている。税制上の取扱いとしては、有価証券その他これに類する支払い手段に類するものとして非課税取引として扱われている。暗号資産取引により得た所得の源泉地、暗号資産取引の所得の種類(事業による利得、投資による利得、人的役務の提供に係わる所得、その他の所得等)、暗号資産取引の所得源泉地や収益認識のタイミングに関する国ごとの違いなどが重要となる。

従来型の銀行等の中央集中的な構造をもつ金融機関と比べると、ユーザーとバリデータが確保できれば参入可能な分散型のブロックチェーン技術を利用したブロックチェーン市場は、競争促進的な側面もある。他方、貿易取引におけるブロックチェーンの利用にはネットワークの提携など、参入障壁も存在し得る。税関手続のネットワークへの接続など、一定の信頼性のある事業者に事業を認めるべきとの観点も生じ得るため、競争政策上の問題と安全保障上の問題の関係性についても留意する必要がある。